

平成 2 0 年 第 1 回

福島町議会定例会（9月会議）

平成 2 0 年 9 月 2 4 日（水）

議 会 提 出 議 案
（追加）

福 島 町 議 会

平成20年第1回福島町議会定例会（9月会議）議会提出議案目次（追加）

番 号	件 名	頁
意見書案 4	北海道開発の直轄整備体制堅持に関する意見書の提出について	1
5	燃油高騰による漁業・水産加工業の経営危機回避を求める意見書の提出について	3
6	農業用生産資材高騰等に関する意見書の提出について	5

意見書案第4号

北海道開発の直轄整備体制堅持に関する意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年9月24日

福 島 町 議 会
議 長 溝 部 幸 基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員 長 平 野 隆 雄

北海道開発の直轄整備体制堅持に関する意見書

中央と地方の格差拡大が言われて久しいところであるが、都市を多面的に支えている地方がこれ以上衰退しないためには、魅力あるまちづくりが必要であり、そのまちづくりにとって国と地方の適切な役割分担に基づいた生産基盤の整備は必要不可欠なものとなっている。

北海道は広大な面積を有しているが、他方で人口は全国の4.4%に過ぎず、地方自治体の財政力も脆弱となっている。また、拠点都市間の距離が長い広域分散型の地域構造となっている中、低密度な道路網とともに厳しい積雪寒冷の地でもあり、国民生活の安定を図る上でも引き続き社会資本整備の必要性が極めて高い状況にある。

北海道開発については、北海道の資源・特性を活かして国の問題解決に貢献するという基本的な意義のもとで、明治以降、北海道開拓という歴史の中で、北海道開発法に基づく北海道総合開発計画により、農業、港湾、漁港、道路、河川といった社会生産生活基盤に関わる公共事業を効果的に推進するため、北海道開発局により一体的、一元的な実施が図られてきたところである。

住民生活及び地域経済を支える根源的な社会生産生活基盤に関して、国の責任範囲であるサービス水準及びそれを補完する形としての北海道庁の整備水準並びに双方における役割は基本的に相違するものであり、今後、環境や資源等において、国力としての北海道の可能性と北海道が果たすべき役割は極めて重要であるとともに、ますます増大することが期待される場所である。

よって、国においては地方分権改革推進のもと、北海道開発に係る国の機関のあり方等について検討されているところであるが、特に下記事項について強く要望する。

記

- 1 北海道開発に係る国の機関のあり方については、これまでの北海道開発の経緯及び北海道の特殊性並びに北海道において国が果たすべき役割等を十分に踏まえた検討をすること。
- 2 道路整備等の社会生活基盤整備に関する直轄事業は、受益が公益に及ぶこと、全国的なネットワークの中核を担うこと、大規模な投資や高度な技術を要すること等により、全国的な見地から実施することが必要な基礎的又は広域的な事業に限定されているため、引き続き国が責任をもって実施すること。
- 3 一級河川の直轄管理区間は、国土保全上又は国民経済上、特に重要度の高い区間が指定されているので、河川の氾濫による影響及び河川整備の歴史的経緯等を踏まえ、引き続き国が責任をもって実施すること。
- 4 食料の安定供給の確保や国土保全等の多面的機能の発揮という国の責務を果たすため、全国的な見地から直轄による農業農村整備を着実に推進すること。
- 5 水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るという国の責務を果たすため、全国的な見地から直轄による水産基盤整備を着実に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議員 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣
国土交通大臣、地方分権改革推進委員会委員長

意見書案第5号

燃油高騰による漁業・水産加工業の経営危機回避を求める意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年9月24日

福島町議会
議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 杉村 志朗

燃油高騰による漁業・水産加工業の経営危機回避を求める意見書

世界的な原油価格の高騰による燃油の急騰は、漁業や水産加工業の経営を直撃しており、地域の経済は深刻な状況に陥っている。

漁業において、国は平成17年度に燃油価格高騰に対応した事業実施のための基金を設置し、省エネ型漁業の推進に向けた取り組みへの助成事業を実施し、本道漁協系統組織も省エネ対策の推進に取り組み、燃油消費量の削減に努力してきた。しかしながら、A重油等の価格の異常な高騰や、漁業資材も値上がりするなど、漁業経営は逼迫の度を増している。これ以上の燃油コストの上昇は漁業者の自助努力を超え、漁業生産活動自体が成り立たなくなるような緊急非常事態となっている。

特に当町の主力漁業のイカ釣り漁業は燃油消費量が多く、出漁しても赤字経営になってしまうことから休漁を余儀なくされております。

また、コンブ養殖漁業においても、乾燥に多大な燃油を消費するため、大変厳しい経営内容になっている。このような状況が続けば廃業や規模を縮小する漁業者も出てくると思われることから、漁業者に対し直接的に補てんできる制度の創設が強く求められている。

更に、基幹産業の水産加工業ではスルメ製造工程の乾燥作業に膨大な燃油等を使用するため、燃油価格の高騰が経営を直撃する深刻な事態となっている。

このことから、高騰を続けているA重油・軽油の価格抑制策を講ずるとともに、免税措置を恒久化することが重要である。

よって、国民への水産物や水産加工品の供給を安定的に支え、食料自給率を確保し、漁業及び水産加工業を維持発展させるため、下記事項の実現を強く求める。

記

- 1 燃油削減に取り組む漁業者・水産加工業者に対して、燃油の高騰による価格上昇分を直接補てんする制度を創設すること。
- 2 A重油・軽油の価格抑制策を講ずるとともに、免税措置を恒久化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣
農林水産大臣

意見書案第6号

農業用生産資材高騰等に関する意見書の提出について

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成20年9月24日

福島町議会
議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 杉村 志朗

農業用生産資材高騰等に関する意見書

世界的な原油や鉄鉱などの資源が高騰する中で、農業生産に欠かすことのできない石油製品をはじめ飼料・肥料など各種生産資材は異常な勢いで価格上昇を続けており、農家は悲惨な経営状況に追い込まれている。

農林水産統計の「農業物価指数」によると、平成15年から19年までの4年間に、農業生産資材価格指数（総合）は8ポイント上昇し、とくに飼料22ポイント、光熱動力30.2ポイント、肥料9.3ポイントと大幅に上昇している。

一方、生産物の農産物価格指数（総合）はコスト上昇にもかかわらず6.9ポイント低下し、価格転嫁が行われなばかりか逆に値下がり続けている。しかも、今年になっても肥料が6割も上昇するなど、生産を続ければ続けるほど赤字が増すなど、もはや生産者の自助努力は限界を超えている。

よって、わが国農業の持続性と食料の安定供給、農村の維持を図るため、農業用生産資材の高騰対策など下記事項を実現するよう強く要請する。

記

I. 石油製品、肥料など生産資材高騰対策

1. 国は、高騰を続けている軽油、灯油、A重油、ガソリンや飼料、肥料及び今後、大幅な値上がりが見込まれるビニールなど被覆材、農機具、農薬など各種資材について、緊急に価格抑制対策を講ずること。

(1) 「農業生産資材費低減のための行動計画」を見直し、生産資材費引き下げのための数値目標を盛り込んだ具体的な行程表を策定すること。

(2) 農林漁業で使用する軽油、灯油、A重油、ガソリンなどの異常高騰に対して価格補てん措置を講ずること。

(3) 軽油及びA重油の免税措置を恒久化するとともに、ガソリンについても揮発油税（53.8円/リットル）の免税措置を講ずること。

(4) 大幅値上げの肥料に対し、直接的な価格補てん対策を講ずること。

(5) 配合飼料価格安定制度の安全的運用に向けた万全な財政措置、新たな酪農畜産経営安定対策の構築、自給飼料基盤の抜本的強化対策などを講ずること。

2. 急激なコスト上昇に対するセフティネット対策を確立するとともに、「水田・畑作経営所得安定対策」を早急に見直すこと。

3. 人類の生存に不可欠な食料及び農業生産に必要な各種資源については、投機マネーの投機対象からの除外や自粛などを各国に求めること。

また、原油や鉄鋼など各種資源について、需給と価格安定に向けて世界的な共同行動（売惜しみ、価格吊り上げなどの防止）の実施を働きかけること。

II. 農畜産物への適切な価格転嫁対策

1. 国は、農畜産物の価格に燃料費などの上昇分を上乗せして販売するサーチャージ制の導入などを早急に確立すること。

2. 国は、コスト上昇分をスムーズに価格転嫁できるよう、流通・加工業者をはじめ卸・販売業者等に対する環境整備を行うこと。

とくに、コスト高に苦しんでいる国内農業の現状について、国民から十分な理解が得られるよう、啓蒙宣伝活動を広域に展開すること。

III. 省エネ、資材の低投入など環境保全型農業の推進

1. 耕蓄連携による堆肥の投入、地域有機資源の活用、緑肥など地力増進作物の作付けなどに対する支援措置を講ずること。

また、風力・太陽光など自然エネルギー、地域資源バイオマスの振興と農業への活用などに対する支援策を講ずること。

2. 農地・水・環境保全対策の営農活動支援については、農家戸々を対象にすることを認めるとともに、地元負担の廃止、作物別単価の引上げなど制度改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝部幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣
経済産業大臣